第２節　その他の資金による弁済

前節以外の弁済資金は、更生会社の手持資金または売掛金回収金等の保有資産により調達する。

第７章　共益債権の弁済

第１節　共益債権額

更生手続開始決定日から基準日（平成25年７月31日）までに支払った共益債権及び基準日現在の未払共益債権は、別表12記載のとおりである。

第２節　共益債権の弁済方法

未払共益債権及び基準日の翌日から更生手続終結までの間に生じる共益債権は、更生会社の手持資金、売掛金回収金、または村上秀造船から１億円を上限とする運転資金の借り入れにより弁済する。

第８章　予想超過収益金の使途

本変更更生計画案は、村上秀造船からの出資及び融資を前提とした一括弁済及びそれに基づく早期終結を予定しており、更生会社において予想超過収益金が発生する見込みはない。仮に、予想超過収益金が発生した場合には、更生計画の遂行に必要な費用及び更生会社の運営に必要な運転資金並びに設備投資に充てるものとする。

第９章　知れている開始後債権の内容

知れている開始後債権は、原更生計画案認可によりすべて免除されている。

第10章　株主の権利の変更

第１節　募集株式の発行

更生会社は、次のとおり新たに払い込みを受けて募集株式を発行する。

１　募集株式の内容は次のとおりとする。

募集株式の種類　普通株式

募集株式の数　1000株

一株の払込価額　１万円

２　募集株式の払込期日は、変更更生計画案の認可決定の確定日から１ヶ月を経過する日の属する月の末日とする。但し、更生管財人は募集株式の割り当てを受けた者の同意があるときは、裁判所の許可を得て、更生計画認可決定確定日以後の任意の日を払込期日とすることができる。

３　増加する資本金の額は1000万円とする。

４　募集株式は次のとおり割り当てる。

1000株　村上秀造船株式会社

第２節　配当の制限

株主に対する配当は、更生手続中は行わない。

第11章　更生会社の取締役及び監査役

第１節　役員の変更、補充または増員

現在の役員の任期内に役員の変更、補充又は増員の必要が生じたときは、裁判所の許可を得て管財人が選任または選定する。

変更または補充により選任又は選定された役員の任期は、前任者と同一期間とし、増員により選任または選定された役員の任期は、他の役員の残任期間と同一期間とする。

第２節　取締役、監査役の報酬

取締役、監査役の報酬は、裁判所の許可を得て、管財人が決定する。

第12章　更生会社の労働関係

更生会社の従業員との雇用契約については、全員を一旦解雇したうえで、今後の会社の再建に向けて適切と判断される人員について再雇用を行う。解雇に伴う退職金は、共益債権として支払いを行う。

第13章　争いの落着しない権利に関する措置

管財人を原告とする請負代金請求事件１件の訴訟が係属中であるが、これらについては、最大限の努力を尽くして早期解決を図る。これらの訴訟について和解を必要とするときは、裁判所の許可を得て行う。

第14章　原更生計画の取扱い

この変更更生計画により変更する部分以外は、原更生計画の定めによる。

（別表１ないし12省略）

以上

静岡地方裁判所民事第２部

監 督 命 令

平成２６年（再）第２号

大阪市阿倍野区阿倍野筋３丁目10番１号

再生債務者　株式会社サエラ

１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。

２　監督委員　大阪市中央区北浜１丁目８番16号大阪証券取引所ビル　北浜法律事務所・外国法共同事業　弁護士　中森　亘

３　監督委員の同意を得なければ再生債務者がすることができない行為として、次のものを指定する。

⑴　再生計画認否の決定までにする場合における次の行為（常務に当たるものを除く。）

ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立てを除く。）

イ　無償の債務負担行為又は権利の放棄

ウ　財産の譲受け

エ　借財、手形割引又は保証

オ　民事再生法第49条１項の規定による契約の解除

カ　訴えの提起及び民事保全、調停、支払督促その他これらに準ずるものの申立て並びにこれらの取下げ

キ　和解及び仲裁合意

ク　取戻権、共益債権及び一般優先債権の承認

ケ　別除権の目的である財産の受戻し

⑵　再生計画認可の決定後にする場合における次の行為

ア　重要な財産の処分及び譲受け

イ　多額の借財

⑶　再生手続廃止又は再生計画不認可の決定後にする場合における次の行為（常務に当たるものも含む。）

ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立ても含む。）

イ　⑴のイからケまでに掲げる行為

平成26年１月６日

大阪地方裁判所第６民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２５年（再イ）第４５号

相模原市中央区矢部新町３番27―1012号

再生債務者　関根　正文

１　決定年月日時　平成26年１月７日午前11時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成26年１月28日まで

４　一般異議申述期間　平成26年２月10日から平成26年２月18日まで

横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（再イ）第２８６号

札幌市西区平和２条３丁目13番６号

再生債務者　藤林　浩一

１　決定年月日時　平成26年１月８日午後２時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成26年１月29日まで

４　一般異議申述期間　平成26年２月12日から平成26年２月19日まで

札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（再イ）第３０１号

札幌市南区中ノ沢４丁目１番17号

再生債務者　葛城　高徳

１　決定年月日時　平成26年１月８日午後２時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成26年１月29日まで

４　一般異議申述期間　平成26年２月12日から平成26年２月19日まで

札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（再イ）第４２号

愛知県江南市勝佐町東郷227番地

再生債務者　森　成明

１　決定年月日時　平成26年１月８日午後２時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成26年１月29日まで

４　一般異議申述期間　平成26年２月５日から平成26年２月12日まで

名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（再イ）第１０９号

神戸市垂水区狩口台２丁目21番507号

再生債務者　尾髙　潤一

１　決定年月日時　平成26年１月６日午後５時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成26年２月３日まで

４　一般異議申述期間　平成26年２月10日から平成26年２月24日まで

神戸地方裁判所第３民事部個人再生係